

障害学生の避難手順について

障害学生支援室

■ 避難指示

【授業担当教職員】＝避難誘導者

※授業履修者に障害学生等で独力での避難が難しい学生がいる場合には、通常の避難指示・誘導に加えて、以下の手順を行ってください。

- ① 屋外避難の際に情報支援や誘導などの支援が必要な人がいるかどうか確認する。
- ② 避難に支援が必要だが、近くに支援者がいない場合には、その場で配置する。

障害種別の避難の留意点

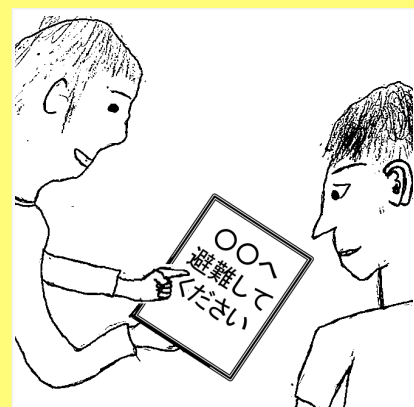
1) 視覚障害

- 支援者は、避難の手順、避難経路、周囲の状況などについて、障害学生に適切に口頭で情報提供する。
- 避難時は、段差、亀裂、障害物（足元、頭上、張り出しなど）等に注意しながら誘導する。
- 視覚障害学生を誘導する際は、支援者のひじの少し上を視覚障害学生につかんでもらって歩くか、支援者が視覚障害学生の前を歩く。



2) 聴覚障害

- 支援者は、授業担当教員（避難誘導者）からの説明や校内放送等の音声情報を、以下の方法を組み合わせ、目に見える形で聴覚障害学生に的確に伝達する。
 - ・ 音声、筆談、携帯やスマートフォンへのテキスト入力、板書、空書、手のひらに書く、身振り
- 避難本部など集合地点には筆談ボードなどを置き、避難後も聴覚障害学生に的確に情報伝達を行う。



3) 運動障害

- 全体に避難指示をする **車いすを利用する運動障害学生**については、**学生本人を背負って避難させる**。
 - ・ 2名以上の支援者により移動することが望ましい。
 - ・ 車いすは別の支援者が畳んで運ぶ。無理なら運ばず、障害学生本人の移動を優先する。
 - ・ 車いすに障害学生を乗せたまま運ぶのは未経験者には危険であり推奨しない。
 - ・ 1階（フロア階）に担架等がある場合、これによる移動を検討する。
- キャリダン等の避難介助器具を用いることもよい。



4) 発達障害

- 全体に避難指示をする際、**避難経路や避難場所について、具体的に視覚的な情報と口頭の指示によって、はっきりと簡潔に伝える**。
- 全体指示が伝わっていない学生がいる場合は、個別に伝える。
- 独力での避難が困難な場合は、職員や近くにいる学生とともに避難するように指示する。



※学生によっては、避難の在り方について予め説明する機会があることが望ましい。

■ 残留者確認

残留者確認担当の教職員は建物内の点検の際には、**聴覚障害などで呼びかけや音への応答が難しい学生がいる場合も想定して、ライトの点滅を利用**するなどの工夫が必要となる。

本件に関する問い合わせは、障害学生支援室まで願います（TEL 029-853-4584）